

令和8年度沖縄県消防防災ヘリコプター整備推進支援業務委託

仕様書

1 委託業務名

令和8年度沖縄県消防防災ヘリコプター整備推進支援業務

2 業務経緯と目的

消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）は、空中消火や救助活動・航空救急等に用いられ、消防組織法第30条では、「都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。」とされている。このため東京消防庁、道府県、政令指定都市においては、航空隊を設置整備している。

沖縄県は、南北約400km、東西約1000kmに渡る海域と160の島嶼から構成される離島県であるが、防災ヘリ及びこれを運用する航空隊を保有していない。

そのため、平成29年度においては、有識者を含む検討委員会を立ち上げ、導入の必要性や、導入する場合の方向性、課題についての調査、検討を行い「沖縄県消防防災ヘリコプター導入に係る調査検討報告書」（以下「報告書」という。）を作成した。

平成30年度は、その報告書に基づき、市町村等関係機関への説明及び協議を行うとともに、県民意識の醸成を図るシンポジウムなどを開催し、消防防災ヘリの導入に向け、「沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会」の設立を予定していたが、市町村からの賛同を得ることができなかった。

そのため、令和元年度においても市町村等関係機関への説明及び協議を行ってきたが、一部の市町村から賛同が得られなかった。

令和2年度においても引き続き、市町村の合意形成を推進する取り組みを行うとともに、消防庁により制定された「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」に基づき、初期費用やランニング費用等について調査を行った。

令和3年度は、全41市町村の参加により「沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会」を令和3年8月に設立、10月には4つのワーキンググループを設置し、運用体制や市町村消防機関からの人員派遣、機体及び装備の仕様、航空センターの整備等の検討を開始した。

令和4年度は、ワーキンググループで協議した「基地整備場所」、「機体の仕様」、「人員派遣・費用等」、「県への要望」の4つの議案について協議会で可決し、41市町村長へ承認を依頼したが、石垣市及びうるま市から承認が得られなかった。

令和5年度は、令和4年度に引き続き、承認が得られていない2市への説明や市町村長が参加する意見交換会を開催したが承認が得られなかった。（会資料については別添資料1,2を参照）

令和6年度は、2市の承認に向けて、個別説明等の取組を行う。また、運用規約や要綱等の整備など運用面について、協議会や市町村及び消防機関で構成するワーキンググループで議論を重ね、準備を進めた。

令和7年度は、2市の承認に向けて、意見のあった夜間運航や2機体制に関する情報収集を行った。また、機体の整備など候補機種や必須装備の選定について、協議会や市町村及び消防機関で構成するワーキンググループで議論を重ね、準備を進めた。

3 委託期間

契約の日から令和9年3月24日

4 委託業務の項目

(1) 沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会の運営支援

沖縄県消防防災ヘリコプターの円滑な導入を図ることを目的として、沖縄県及び県内 41 市町村で構成する「沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会」（以下、「推進協議会」という。）において、以下に掲げる事項を協議するため、年度内に 2 回程度開催する。

- ア 運航規約等に関する事。
- イ 人員派遣及び費用等に関する事。
- ウ 消防防災ヘリ機体等の整備に関する事。
- エ 消防防災ヘリ基地の整備に関する事。
- オ その他消防防災ヘリに関する事。

※令和 4 年度に同協議会で 4 議案について可決、41 市町村のうち 2 市から承認を得られていない状況のため、状況に応じ全市町村の承認が得られる議案を検討する必要がある。

(2) 沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会ワーキンググループの運営支援（5 参照）

沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、推進協議会が行う沖縄県消防防災ヘリコプターの円滑な導入準備に係る事務を補助することを目的に、県内市町村及び市町村消防機関で構成する以下に掲げるWGを年度内に 10 回程度開催する。

ア 運用検討WG

運航規約や要綱、協定、運航基準等に関する事。

イ 人員派遣・費用等WG

派遣人数や負担金等に関する事。

ウ 機体等整備検討WG

消防防災ヘリ機体等の仕様に関する事。

エ ヘリ基地整備検討WG

基地施設の基本構想や基本計画、基本設計、実施設計等に関する事。

※各WGにおいて協議会へ上げた議案は作成済みであるものの、運航開始に向けより詳細な内容を詰める必要がある。

(3) 推進協議会及びWGにおいては、以下の内容で運営を支援する。

ア 会議資料の作成及び説明

推進協議会やWG（以下「会議等」という。）において、検討材料となる資料を提示するため、消防防災ヘリを運航している他都道府県や政令指定都市へ調査等を実施するとともに、その内容や結果を沖縄県と調整を行ったうえでとりまとめ、必要に応じ委員や参加者等へ説明すること。

イ 会場確保及び設営

会議等の会場の確保、調整、設営及び必要な設備の準備を行うこと。また、出席者用の茶菓等の手配、並びに会場賃借料及び運営に係る実費等の支払いを行うこと。

ウ 会議等の運営

会議等の開催にあたり、委員や参加者等への事前説明を行うほか、次第、名簿及び配席図等の作成、司会進行、資料配布、委員からの質問に関する回答対応等を行うこと。

エ 議事の記録及び成果物の提出

会議等の実施にあたっては、録音及び写真撮影による記録を行うとともに、議事録・議事要旨を作成すること。

※開催にあたり整理した議事録のデータ（初稿または速報版）は、原則として会議開催日の翌

業日までに、電子データにて県へ提出(報告)すること。

※ 音声・写真データなどの原データ一式についても、別途指定する期日までに提出すること。

オ 有識者委員への報酬等対応

会議等に有識者等が参加する場合には、当該有識者等との日程調整など必要な手続きを行うとともに、旅費、宿泊費及び謝金等の支払いを行うこと。

カ その他

本仕様書に定めのない事項、又は業務の遂行にあたり疑義が生じた事項については、沖縄県の指示に従うものとし、必要に応じて県と受注者が協議のうえ決定すること。

(4) 将来的な運用モデルの構築及び持続可能な運航受託環境の整備

ア 既知の課題や他県調査を踏まえ、本県への夜間運航導入における安全やインフラ等の課題を可視化する。効果とリスクを多角的に検証し、今後の可否を論理的に判断する評価指標を策定する。

イ 全国的な操縦士・整備士不足に伴う入札不調等のリスクを分析し、民間委託を前提とした安定運航維持策を検討する。長期契約や若手育成支援など、本県に適した持続可能な委託条件のあり方を提示する。

(5) 住民、議会及び関係機関の理解促進を図るための説明支援資料作成

住民、県議会、市町村議会並びに関係機関への説明に幅広く活用できる資料（パンフレット、説明用スライド等）を作成すること。

ア 事業概要資料の作成

イ F A Q 及び想定問答の作成

ウ 騒音、安全性、費用負担、運航範囲並びに段階的な夜間運航計画に関する説明資料の作成

エ 広域防災、離島搬送、災害対応、水難・山岳救助、消火活動等の導入効果の整理及び他都道府県等の運航実例との比較分析

オ 市町村からの隊員派遣に係る意義、及び運航調整交付金（負担金）の仕組みに関する解説資料の作成

カ 公開用概要版及び庁内説明用概要版の作成

(6) 次年度予算要求支援（補正予算含む）

県が行う次年度予算要求に必要な資料整理及び説明資料の作成支援を行うこと。

ア 概算事業費（初期投資及び将来の維持管理費）並びに年次事業スケジュールの整理

イ 国庫補助金、地方債（緊急防災・減災事業債等）並びに交付税措置を反映した財源計画の策定

ウ 財政課説明資料及び概算要求資料の作成支援

エ 県議会説明を想定した論点整理及び答弁作成に係る基礎資料の作成支援

オ 導入工程図、年次ロードマップ並びに予算要求用調書の作成支援

(7) その他消防防災ヘリコプター導入に向けた沖縄県の取組支援

市町村への個別説明、国等の関係機関との調整、先進県との連絡調整、並びに運航連絡協議会の立ち上げを見据えた実務支援を行うこと。

【全市町村から承認取得後に実施する業務】運航連絡協議会立ち上げに必要な市町村との協定締

結等に係る資料作成及び調整支援

(8) 受注者からの提示について

仕様書等にかかわらず、受注者からの専門的知識による提案があれば、発注者は内容を吟味の上採用することができる。

5 業務工程（想定）

時期	主な業務内容
7月	契約、既存資料確認、県公表資料との整合性確認、実施計画書の提出
8月	予算要求資料の一次整理
9月	概算要求資料整理、ヘリ基地施設及び機体調達に係る前提条件整理、行政体制変更等を踏まえた関係機関体制整理
10月	ロードマップ詳細化
12月	中間報告
2月	次年度事業化支援資料の確定
3月	最終報告

※市町村その他関係機関説明、協議会及びWG開催支援の開催時期については、県の指示に基づき、社会情勢や行政方針の変更に応じて柔軟に調整のうえ実施してください。

※定例議会（9月、11月、2月）の開会前に、議会説明用概要資料及び想定問答の基礎資料を作成・更新してください。

※上記は現時点での想定スケジュールであり、実際の進捗により前後することがあります。

6 成果物本業務の遂行により得られた成果物等については、業務完了期日までに以下のとおり沖縄県へ提出（納品）すること。

(1) 成果物一覧

- ア 各種説明支援資料（パンフレット、スライド等）及び調査報告書（紙媒体）：3部（冊）
- イ 各種説明支援資料、調査報告書及び予算要求支援資料一式（電子データ）：各1部
（※Microsoft Word、Excel、PowerPoint 及び PDF 等、県が指定する形式とすること）
- ウ 会議等の議事録及び議事要旨（電子データ/Word 及び PDF）：各1部
- エ 会議等の音声データ及び写真データ等の原データ一式（電子データ）：一式
- オ その他、沖縄県の指示に基づき作成した資料等：一式

(2) 成果物の取扱規程等

- ア 本業務の遂行により得られた成果物、資料及び情報等は、沖縄県の許可なく第三者へ公表、貸与、使用、複写、又は漏えいしてはならないこと。
- イ 業務完了後であっても、受託者の責に帰すべき事由による成果物の不良箇所（誤字脱字、内容の不備等）が発見された場合は、速やかに必要な訂正、補正等の措置を講じるものとし、これに要する経費はすべて受託者の負担とすること。
- ウ 本業務に係る成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。
- エ 本業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の

責任及び費用において一切の処理を行うこと。

7 業務の進め方

事業の実施にあたっては、沖縄県（知事公室消防防災対策課）との調整を十分に行うこと。

8 業務の推進体制

共同企業体で本事業を受託する際には、共同企業体を構成する事業者間で協定書を締結し、実施体制と役割分担を明確にするとともに、当該協定書で規定する代表者が中心となり、沖縄県との綿密な連携の元に業務の遂行にあたること。

9 再委託の禁止について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の50%を超えない業務

その他、県が再委託により履行することができると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務の範囲

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

10 その他留意事項等

- (1) 受託者は業務遂行にあたり、本委託の目的および個々の調査の意図を理解した上で、必要な諸条件を満足させるよう、専門的な技術を十分に発揮しなければならない。
- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容は、実施段階において、予算や諸事情により変更することがある。
- (3) その他委託業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、沖縄県（知事公室消防防災対策管理課）及び受託者で協議の上決定する。